

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年3月4日～2021年3月10日)

令和3年(2021年)3月12日

H E A D L I N E S									
<p>政治 ワクチン接種のスケジュール変更に関する政府発表 新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の一部強化 政党別支持率調査 国連ミッションUNIFILへポーランド軍第3次隊を派遣 ポーランド国家安全保障局長官、ルブリン・トライアングル安全保障会談に出席 欧州兼アフリカ米空軍司令官、参謀本部を訪問 モラヴィエツキ首相とロヴェーン・スウェーデン首相との電話会談 ボーヌ仏欧州問題担当国務長官とポーランド政府関係者との会談 ラウ外相と王毅中国外相との電話会談 欧州議会におけるポーランドのメディアの状況に関する議論の実施 臨時の軍事病院、ワルシャワに開設</p>									
<p>治安等 当地南東部で大規模な交通事故が発生 人工妊娠中絶に関する抗議デモが全国各地で開催 ポーランドはEUで3番目に安全という報道</p>									
<p>経済 ドウダ大統領、「14番目の年金」支給法案に署名 輸出信用保険会社(KUKE)によるポーランド企業の海外展開支援 ポーランド中央銀行による消費者物価指数(CPI)予測 国有石油会社、米国からの原油供給に関する初の契約を締結 太陽電池の容量増加 高級車登録動向 フランスとの協力</p>									
<p>大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い: 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

ワクチン接種のスケジュール変更に関する政府発表【4日】

4日、ドヴォルチク首相府長官は、国内のワクチン接種スケジュールについて、1回目と2回目のワクチン接種の間隔を、ファイザー／ビオンテック社製ワクチンで42日間、アストラゼネカ社製ワクチンで12週間に拡大すると発表した。また、同長官は、3月10日にグループ1bに属する慢性疾患があり重症化リスクの高い者の接種登録を開始し、その後、3月11日～22日にかけて65歳～69歳の高齢者の登録を段階的に実施すると述べた。

新型コロナウイルス感染症に関する国内制限措置の一部強化【5日・11日】

5日、ニエジェルス保健大臣が記者会見を行い、3月14日までとしていた国内の制限措置を3月28日まで延長すると発表した。また、感染状況に鑑み、現在ヴァルミンスコ・マズルスキ県で実施されている商業施設や文化施設の閉鎖、小学校1～3年生の一部授業のリモート化といった強化措置について、3

月13日から20日までの期間、ポモルスキ県も対象地域とすると発表した。

11日、同保健大臣は、更なる感染状況の悪化を受け、3月15日より新たにマゾヴィエツキ県及びルブスキ県を同強化措置の対象地域に指定した上で、4県における同措置の期間を3月28日までに延長した。

政党別支持率調査【8日】

8日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSによる最新の政党別支持率調査の結果を掲載した。同調査結果によると、与党「法と正義」(PiS)が支持率32.3%で首位を維持した。第2位は「市民連立」(KO)で支持率18.1%、第3位はホウオヴニャ氏による政治運動「ポーランド2050」(Polska 2050)で支持率17.9%を獲得した。第4位は「左派」(Lewica)で支持率7.4%、第5位は「同盟」(Konfederacja)で支持率6.2%、第6位は農民党(PSL)で支持率6.0%であった。

外交・安全保障

国連ミッションUNIFILへポーランド軍第3次隊を派遣【4日】

4日、レバノンに所在するキャンプ・シャムロックにおいて、ポーランド軍のUNIFIL派遣部隊の交代式が行われた。

ポーランド国家安全保障局長官、ルブリン・トライアングル安全保障会談に出席【4日】

4日、ソロフ・ポーランド国家安全保障局(BBN)長官は、ウクライナ及びリトアニアの大統領府国家安全保障補佐官と会談を行った。同会談では、近く開催が予定されているNATOサミット及びベラルーシ情勢について意見交換が行われた。同BBN長官は、ウクライナが望む欧州大西洋関係が停滞しないよう、ポーランドとリトアニアは共通の目標を実現するために協力していきたいと述べた。

欧州兼アフリカ米空軍司令官、参謀本部を訪問【5日】

5日、ハリジアン欧州兼アフリカ米空軍司令官がポーランド軍参謀本部を訪問し、シリフカ全般副司令官、プシチョワ空軍監督官及びズラフスキ調整官と会談した。同会談においては、相互の安全保障を補完する戦略的防衛関係の強化を継続することに関して意見交換が行われた。

モラヴィエツキ首相とロヴェーン・スウェーデン首相との電話会談【6日】

6日、モラヴィエツキ首相は、ロヴェーン・スウェーデン首相と電話会談を実施し、新型コロナワクチンの供給やOECD事務総長選挙、ベラルーシ情勢等について議論した。

同電話会談は、OECD事務総長選挙の最終段階を前にスウェーデン側の要望により実施された。同選挙は、スウェーデンのマルムストローム候補(元欧州委員(貿易担当))と豪州のコーマン候補の間で最終ラウンドが行われる予定である。モラヴィエツキ首相は、両候補のプログラムにはポーランドにとって重要な共通の要素が多く含まれており、いずれの候補を支持するかは難しい選択になると述べた。

また、両首相は、ロシア及びベラルーシに対する政策についても議論した。両首相は、東方パートナーシップを発足させたポーランドとスウェーデンは、EU東方の状況について認識を共有していると強調した。モラヴィエツキ首相は、ベラルーシ市民社会に対する不断の支持を強調し、欧州委員会に対して、可及的速やかに民主的なベラルーシのための経済プランを発表するようスウェーデンと共同で求めていくことを呼びかけた。

さらに、両首相は、新型コロナワクチンについても議論し、欧州委員会に対して製薬会社がワクチンの供給義務を果たすことを確実にするよう共同で働き

かけていくことで合意した。

ポーヌ仏欧州問題担当国務長官とポーランド政府関係者との会談【9日】

9日、ポーランドを訪問中のポーヌ仏欧州問題担当国務長官は、シュチュエルスキ大統領府副大臣、シマンスキEU問題担当大臣及びグロツキ上院議長との会談を実施した。同長官のポーランド訪問は、17日に予定されているモラヴィエツキ首相の訪仏を前に実施された。

シュチュエルスキ副大臣との会談では、新型コロナウイルス感染症との闘い、対米関係、三海域イニシアティブ(3SI)等について議論された。また、同会談では、独仏ポーランドの協力枠組みであるワイマール・トライアングルでの協力を更に強化していく意思についても確認された。

シマンスキ大臣との会談においては、主にエネルギー協力について議論された。シマンスキ大臣は、デジタル市場、産業政策、脱税等の問題について仏と緊密に協力していきたいと述べ、また、欧州の農業を保護することが両国の共通の関心事項であると述べた。また、同大臣は、ポーランド企業が西側市場において差別的な扱いを受けていることについて問題提起した。同会談では、ノルド・ストリーム2(NS2)の問題についても議論された。シマンスキ大臣は、仏がNS2に対して「距離をとっている」ことに謝意を表明する一方で、ポーランドほど「断固とした」立場を取っていないと言及した。

グロツキ上院議長との会談では、新型コロナウイルス感染症収束後の復興計画、EUの基本的価値の尊重、マクロン仏大統領による欧州の将来に関する会議等について議論した。同議長は、ワイマール・トライアングル発足30周年についても言及したほか、ポーランドと仏の協力を緊密化するべきであると強調した。

ラウ外相と王毅中国外相との電話会談【9日】

9日、ラウ外相は、王毅中国外相と電話会談を実施した。両外相は、2月9日の第9回「17+1」首脳会合、3月1日のドゥダ大統領と習近平国家主席の電話会談について言及したほか、新型コロナウイルス感染症との闘いにおいて、政治的分断を超えた

ローバルな取り組みが必要であるとの考えで一致した。ラウ外相は、中国のワクチンを国際公共財にするとの宣言について満足の意を示した。同会談では、パンデミックを止めることは、コロナ前の日常への復帰と、経済発展のために必要であると強調された。また、ラウ外相は、中国との疫学的な知見の共有における協力と中国が必要な医療物資の供給にオープンであることを評価した。

また、両外相は、二国間及び多国間の枠組みを利用して、経済及び貿易関係を建設的に発展させていくという両政府の決意を表明した。さらに、ポーランドと中国は、現在、国連人権理事会の理事国であり、両外相は、この分野における問題についても意見交換をした。ラウ外相は、ポーランドは、中国の主権と領土保全を完全に尊重すると強調した。

欧州議会におけるポーランドのメディアの状況に関する議論の実施【10日】

10日、欧州議会は、ハンガリー、ポーランド及びスロベニアのメディアの状況に関する議論を行った。法の支配問題を担当するヨウロヴァー欧州委員会副委員長は、同議論においてメディアの自由と多様性は法の支配の柱の一つであると強調した。また、同副委員長は、ポーランドの広告課税法案に対する抗議活動についても言及し、同法案はメディアの多様性を制限するものであると批判した。これに対して、「法と正義」(PiS)所属のシドウウォ議員(ポーランド元首相)は、同法案は、ポーランドにおいて納税していない巨大なデジタル企業のみを対象としており、また、表現や報道の自由はポーランド憲法によって保障されていると反論した。

臨時の軍事病院、ワルシャワに開設【10日】

10日、国防省は、ワルシャワのオケンチェ空軍基地に臨時の軍事病院を開設したことを発表した。同病院には56床のベッドが設置され、250床まで拡張可能である。また、人工呼吸器が備えられたベッドは30床、内部病棟には26床のベッドが設置されている。メディカルケアは、資格を持つ衛生要員及びウッチに所在する医学大学に属する軍事衛生機関の学生が行う。

治 安 等

当地南東部で大規模な交通事故が発生【5日】

5日、当地南東部に位置するポドカルパツキエ県ヤロスワフ付近において、バスが横転し、乗客57名のうち5名が死亡、数十名が負傷する事故が発生した。これにより、バスの運転手が逮捕された。事故当時のバスの乗客によると、運転手は十分に減速しないままサービスエリアに入るため右折したため、バスが横転したという。なお、乗客全員がウクライナ人で、

日本人の被害は確認されなかった。

人工妊娠中絶に関する抗議デモが全国各地で開催【8日】

国際女性の日である8日、人工人身中絶に関する抗議デモが全国各地で開催された。同抗議デモは、「妥協なき女性の日」というモットーの下、「全国女性ストライキ」が主導して行われたという。ワルシャワに

おいては、「私はフェミニスト戦士だ」、「これは戦争だ」といったスローガンが記載されたプラカードを持った抗議者が、市中心部に集まった。「全国女性ストライキ」のフェイスブックによると、全国約40か所で同様の抗議デモが行われたとのことである。

ポーランドはEUで3番目に安全という報道【10日】

10日、EU統計局は、2019年にEU加盟国の人が自国で犯罪の被害などにあった割合に関する報

告を発表したところ、ポーランドについては、当該割合が4.4%であった。この数値は、クロアチア(2.7%)、リトアニア(3.2%)に次いで低かった。また、割合が高かったのは、ブルガリア(20.2%)、ギリシャ(16.9%)、オランダ(16.3%)であり、EU平均は11.0%であった。各種報道は、本報告結果に触れ、ポーランドはEUで3番目に安全な国などと報じている。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、「14番目の年金」支給法案に署名【8日】

8日、ドゥダ大統領は低所得層を対象とした年1回の年金ボーナス支給「14番目の年金」に関する法案に署名した。対象者は約910万人で、同ボーナス支給に必要な総額は約114億ズロチと見積もられており、連帯基金が財源となる。対象者の多くは今年11月に同ボーナスの受給を受ける見込みである。法案署名後、ドゥダ大統領は、パンデミックの厳しい状況下において、本事業を実施することは重要であり、我々は社会にとって重要な高齢者層への資金を確保したと付言した。また、モラヴィエツキ首相は、現在高齢となっている「連帯」世代の人々は、戦争後のポーランド復興や自由のための闘いに大きな責任を果たしたとし、このような形で世代を超えた連帯を示すことは、我々のガバナンスや社会との対話に関する哲学を明確に表して

いと述べた。なお、全ての年金受給者を対象とした「13番目の年金」は4月に支給される予定である。

輸出信用保険会社(KUKE)によるポーランド企業の海外展開支援【10日】

輸出信用保険会社(KUKE)は、ポーランド銀行協会(ZBP)との間で新たな協力合意に署名した。同協力合意により、ポーランドの輸出業者の効果的な海外展開を支援するとともに、銀行によるこれらの企業への融資事業を促進することが期待される。また、KUKEは近い将来に新たな支援策を導入予定で、ポーランドにおいて製造を拡大するための投資を行う輸出業者(ポーランド企業も外国投資家も対象)への投資保証や運転資金融資の返済保証、海外における企業買収のための融資返済に関する保険等が検討されているという。

マクロ経済動向・統計

ポーランド中央銀行による消費者物価指数(CPI)予測【8日】

ポーランド中央銀行は、最新の消費者物価指数(CPI)見通しにおいて、2021年のCPIは、エネルギー

価格の上昇等により3.1%に上ると予測した。また、2022年には2.8%に低下するが、2023年には再び上昇し3.2%になるとの見通しを示した。

ポーランド産業動向

国有石油会社、米国からの原油供給に関する初の契約を締結【9日】

ポーランド国営石油会社(PKN Orlen)は、米エクソンモービル社との間で、米国からの原油供給に関する契約を初めて締結したと発表した。同社は、この契約に基づきポーランド、チェコ、リトアニアの製油所のニーズをカバーするために、1年以内に合計約100万トンの供給を想定している。同社CEOは、「米国産原油を追加してポートフォリオを拡大し、原油供給の多様化を進めている」と述べた。さらに、この3年間で、サウジアラムコをはじめとする世界最大の産油国との関係を強化するとともに、

西アフリカなどの新たな供給元を確保することができたことを強調した。

太陽電池の容量増加【10日】

ポーランドの国営送電会社PSEの発表によれば、ポーランドの太陽電池の容量は2021年の2月1日時点で、4088.9MWになったとされている。ポーランドの太陽電池の容量は2020年はじめには、1299.6MWだったので、3倍以上増加している。

エネルギー・環境

高級車登録動向【5日】

サマー自動車市場研究所(Samar Automotive Market Research Institution)の調査によると、今年2月、ポーランドでは7,568台の高級車が登録された。これは1月に比べ、22.4%増加しており、前年比では9.44%増加となっている。なお、1月2月の高級車の登録台数は、13,751台となっている。内務省の車両・運転手登録システム(CEPiK)のデータによれば、今年2月の乗用車の登録台数は、37,755台となっている。

フランスとの協力【11日】

11日、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、仏を訪問しルメール仏経済・財務・復興大臣、ラルシェ仏上院議長、グリアOECD事務総長と会談を実施した。会談の主な議題は、ワイマール・トライアングルでの協力の見通し、国家復興計画(仏

経験の共有)、ポーランド新産業政策の枠組みにおける協力の見通し、イノベーション分野(水素、マイクロエレクトロニクス、宇宙分野等)における2国間協力等であった。

また、17日には、約3年半ぶりのモラヴィエツキ首相による仏訪問については、両国の新たな関係改善の始まりとなり、主に原子力発電所、ポーランドの大規模インフラプロジェクト(新中央空港建設計画を含む)への関与、エネルギー変換、経済のデジタル化などについて議論されると報じられている。

さらに、ジェチポスポリタ紙は、ブレグジットとバイデン米大統領の勝利の後、フランスと和解することは、ポーランドにとっても好都合であり、西側諸国との関係に新たな動きがあれば、ポーランド政府は、アメリカ側との軍備や経済契約に関する交渉において、交渉材料を得ることができると報じた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。同11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開されるなど、一部の規制措置が緩和されています。また、同年2月27日からは、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなります。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるように

なる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

【開催中】 展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております)

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 プロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びプロニスワフ・ピウスツキの研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先メールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)